

## SakuAsama - Net 利用要領

(目的)

**第 1 条** この要領は、佐久浅間農業協同組合（以下、当組合という。）が運営する地域イントラネット・サービスの利用について定めます。

(会員)

**第 2 条** 当組合は、当組合が地域イントラネットを通じて提供する農業情報サービスの利用を希望する個人または団体のうち、当組合が認める方または団体を会員として登録します。

(会員の要件)

**第 3 条** 会員は、次の要件を満たす方とします。

- (1) 当組合の正組合員および准組合員とその家族（団体を含む）。
- (2) 株式会社長野県協同電算の運営するインターネット接続事業 JANIS 加入者。
- (3) 当組合に貯金口座を有する方。

2 その他、特に当組合が承認する個人または団体。

(会員登録の申請)

**第 4 条** 当組合の提供する農業情報サービスの利用を希望する者（以下、申請者という。）は、当組合所定の様式に必要な事項を記入および捺印し会員登録を申請するものとします。

2 申請者は、登録申込書を当組合のインターネット・ホームページ、もしくは電話請求によって取得するものとします。

3 申請者は、申請の時点で本要領の内容を承諾したものとします。

4 JANIS に未加入の申請者は、JANIS 申込書も合わせて記入および捺印し当組合を通じて同時に加入申請するものとします。

(会員番号およびパスワードの交付)

**第 5 条** 当組合は、第 4 条により申請された登録申込書を受付け、審査の上、申請者に会員番号およびパスワードを書面により交付します。

(会員登録の成立時期およびサービス開始時期)

**第 6 条** 会員登録の成立およびサービス開始時期は、株式会社長野県協同電算と申請者の間で JANIS 加入契約が成立し、当組合が会員番号およびパスワードを発行して申請者に書面により通知し到達した時点とします。

(サービス内容の変更と変更後のサービス開始時期等)

**第 7 条** すでに会員に登録されている方が利用するサービス内容を変更しようとする場合は、当組合インターネット・ホームページ所定の様式・手順に従い手続きを行うこととします。変更後サービス開始時期および変更内容の発効時期は、当組合が利用内容の変更手続完了

を申請者に書面または電子メールにより通知し到達した時点とします。

2 変更できる内容は以下の各号とします。

(1) サービス内容選択の追加・中止に関する変更。

(会員届出事項等の変更について)

**第 8 条** 会員は、以下の各号のいずれかの変更があったとき、すみやかに当組合に届け出るものとします。

(1) 氏名もしくは名称。

(2) 住所もしくは居所・所在地および電話番号。

(3) JANIS 会員番号およびメールアドレス。

(4) 代金決済口座の届出内容に関する変更。

(会員番号及びパスワードの管理)

**第 9 条** 会員は、会員番号およびパスワードを万全に管理し漏えいを防ぐ義務を負います。

2 当組合は、会員番号およびパスワードの会員本人以外への公開、または貸与、および名義変更を禁止します。

(サービス)

**第 10 条** 当組合は、地域イントラネットを活用して会員の農業活動等を支援するアグリネット各種サービスを提供します。

(サービスの利用許諾)

**第 11 条** 当組合は、当組合が特にその利用を許諾した会員に限って提供するサービスを「別表 1」に定めます。

(利用料金)

**第 12 条** 会員は、当組合の定める利用料金を当組合が指定した方法で支払うものとします。

2 会員は、会員が会員登録時に申請した貯金口座において、当組合が利用料金を毎月ごとに振替収納することを承諾するものとします。

3 当組合は、利用料金を「別表 2」に定めます。

(会員登録の解除と脱退)

**第 13 条** 会員は、届出により会員登録を解除して脱退することができます。

2 会員登録の解除を希望する会員は、当組合のインターネット・ホームページの所定様式・手順に従い当組合へ申請するものとします。

3 会員登録の解除の申請があったときは、当組合は当該の方の会員登録を解除します。

4 当組合が会員登録の解除の申請を受理したときは、当該の方の会員としての一切の権利は失効します。

(会員登録の失効)

**第 14 条** 会員に以下の行為があった場合、当組合は会員が資格を失ったものとみなし、会員登録を解除します。このとき、当該の方の会員としての一切の権利は失効します。

- (1) 会員による JANIS 契約の解約、または JANIS 側からの契約解除。
- (2) 申込書での事実と異なる記載が判明したとき。
- (3) 有償サービスにおける料金の支払が一定期間遅延したとき。
- (4) ネットワークを通じた、法令違反・人権侵害、他人の情報・財産の侵害、およびその恐れのある行為をしたとき。
- (5) 当組合のサービスやネットワークへの妨害、またはそれらを混乱させる行為をしたとき。
- (6) 当組合の定める要領や指示に従わない行為をしたとき。

(サービスの停止)

**第 15 条** 当組合は、停電や天災等の不可抗力、もしくは通信機器等の保守・点検・工事・調整のため、予告しまたは予告なくサービスを停止することがあります。

(免責)

**第 16 条** 当組合は、次の各号について発生した損害については、その原因・経緯の如何に関わらず一切の責任を負わないものとします。

- (1) 会員または第三者が、サービスの利用もしくはその結果を通じて自ら行った行為により損害を被った場合。
- (2) サービスの運用停止、または変調等やむを得ない理由により会員または第三者に損害を与えた場合。
- (3) 会員自らが、サービスを利用しもしくはその結果を通じて、他の会員または第三者に損害を与えた場合。

(サービス内容の変更・廃止)

**第 17 条** 当組合は、提供するサービスの内容を、予告なく変更・廃止することがあります。

(要領および承諾書の改廃)

**第 18 条** 当組合は、会員の承諾を得ることなく、且つ予告なく、本要領および本承諾書の改廃を行うことができるものとします。

(要領に定めのない事項)

**第 19 条** 本要領に定めのない事項については、当組合が別途定め、会員に通知するものとします。

附 則

- 1 この要領は平成 13 年 5 月 1 日より施行します。
- 2 この要領の改訂は平成 22 年 4 月 1 日より施行します。

(別表 1) 特に許諾した会員に限って提供する農業情報サービス

250m メッシュ気温予測
病虫害図鑑
全国農産物市況概況
県内農産物市況概況
園芸販売精算通知
グループ限定サービス

(別表 2) 利用料金

(下記料金は消費税を含みません。消費税は別途申し受けます。)

基本料	月額 0 円
登録料	0 円 (加入申請後、初回課金時のみ)
変更申請料	1 回 0 円 (セレクトサービス変更の手続 1 回に対して課金)
セレクトサービス料	セレクト A・B は、いずれか 1 種類に課金。 セレクト A 月額 0 円 250mメッシュ気温予測・全国農産物市況概況・県内農産物市況概況 セレクト B 月額 0 円 250mメッシュ気温予測・全国農産物市況概況・県内農産物市況概況・園芸販売精算通知
グループ限定サービス料	----- 未設定 -----